

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について(報告)

温暖化対策や循環資源の活用の視点から、バイオマス燃料を活用した施設の導入に対応するため、大気汚染防止対策について、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下、「市条例」という。)の施行規則等の一部を改正します。

1 背景

「横浜市地球温暖化対策実行計画」(平成30年10月)や「横浜市環境管理計画」(平成30年11月)では、再生可能エネルギーの導入拡大が温暖化対策の一つとして位置づけられています。また、「生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月)では、現行の生活環境保全の取組や手法を点検・改善し、温暖化対策や循環資源の活用の視点からバイオマス燃料の活用への対応に取り組むこととしています。

2 現状と課題

木質チップや使用済みの食用油等、カーボンニュートラルなバイオマス燃料の活用は温暖化対策に有効ですが、一方で、天然ガスやLPガス等の良質燃料と比べ、窒素酸化物(NOx)やばいじん等の大気汚染物質が発生しやすくなるという課題があります。

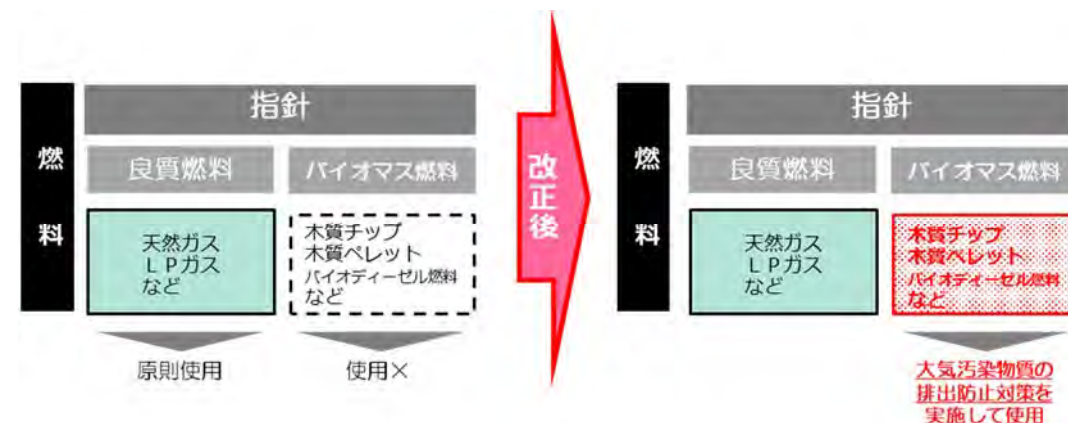
本市ではこれまで、市条例の「環境への負荷の低減に関する指針」(以下、「指針」という。)に基づき、熱源や燃料については、原則として、大気汚染物質の発生が少ない良質燃料を使用するよう指導するなどして大気汚染防止対策に努めてきました。そのため、バイオマス燃料を使用した施設の導入を認めていませんでしたが、今後の導入に対応するための環境を整備します。

3 改正の考え方

再生可能エネルギーの普及とともに、良好な大気環境を確保するため、バイオマス燃料を活用した施設を設置する際の設備基準や排ガス基準を設定します。

● 指針について

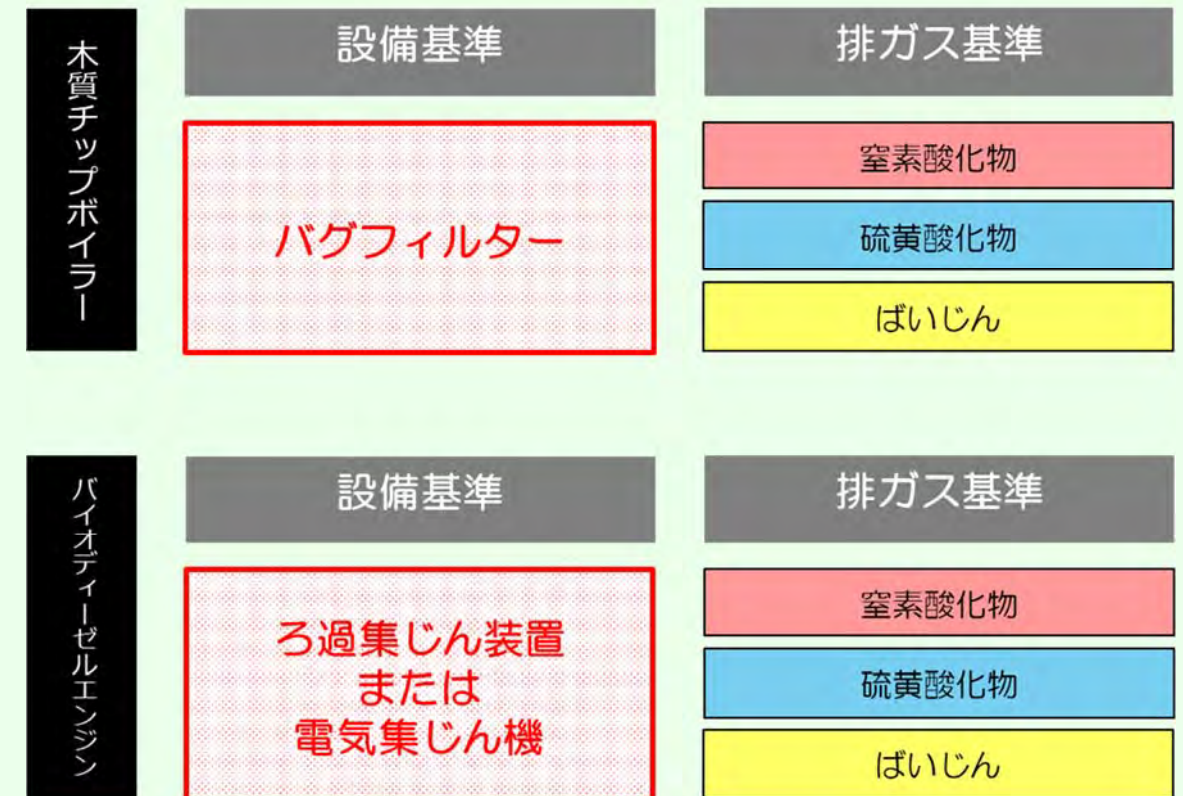
事業者には、木質チップや木質ペレット、バイオディーゼル燃料等のバイオマス燃料を使用する場合、適切な公害防止設備を設けるなど、大気汚染物質の排出防止対策を実施するよう求めます。



● 施行規則等(設備基準・排ガス基準)について

バイオマス燃料の使用が想定されるボイラー等を対象に新たに設備基準を設け、バグフィルター等の公害防止設備の設置を事業者に求めます。また、バイオマス燃料を使用する場合の排ガス基準は、良質燃料使用時と同等レベルとします。

<バイオマス燃料使用施設の一例>



● 施行規則等の改正部分

指針	環境への負荷の低減に関する指針(事業所の配慮すべき事項)
施行規則(別表第1)	指定作業及び指定施設
施行規則(別表第3)	排煙の規制基準(窒素酸化物)
施行規則(別表第5)	排煙の規制基準(ばいじん) 濃度規制基準 排煙の規制基準(ばいじん) 廃棄物焼却炉以外の施設に係る設備基準
施行規則(別表第8)	排煙の規制基準(粒子状物質)
指導基準	小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準

4 今後のスケジュール

令和元年 12月下旬 施行規則等の改正に関する意見公募(1か月)
令和2年 4月1日 施行(予定)